

平成23年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成23年4月27日(水) 13:30~15:30

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

- 進行
あいさつ
進行
- 開会
 - 教育次長
 - 委員及び関係職員の紹介
 - 規定により委員長1名、副委員長1名を置くことになっている。委員の互選により暫時の間、どなたかに仮議長になっていただき、進めていただきたい。
どなたにお願いしたらよいか。
<事務局一任の声>
- 事務局
- ○○委員にお願いしたい。
(委員賛同)
- 進行
仮議長
○○委員
仮議長
- それでは○○委員に仮議長をお願いする。
 - 委員長、副委員長をどなたかに推薦願いたい。
 - 委員長に○○を、副委員長には○○を推薦する。
 - よろしいか。(委員賛同)
(委員長、副委員長が決定したので審議事項について教育長から諮問する) 「平成24年度使用教科用図書の採択について(諮問)」
平成24年度使用教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求める。
 - 1 中学校及び中等教育学校の前期課程において、平成24年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
 - 2 特別支援学校及び特別支援学級において、平成24年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 委員長
- あいさつ
- 審議事項(1) 「本審議会の公開について」
- 委員長
事務局
- 事務局より趣旨を説明願いたい。
 - 宮城県情報公開条例により、審議会は原則公開と定められている。第1回審議会は非公開の要件がなく公開。第2回審議会は具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等についての審議があり、採択の公正を確保するため、その部分の審議については非公開が適切と考えている。まとめると第1回は公開、第2回は一部非公開が適切かと考えている。よろしく審議願いたい。
- 委員長
- ただ今の説明を踏まえ、第1回審議会は公開、第2回審議会は一部非公開としたいがいかがか。(委員賛同)

審議事項(2) 「諮問事項について」

諮問事項1 「市町村立、国立及び私立の中学校において、平成24年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項」

委員長
事務局

- 審議事項について事務局から説明願いたい。
- (諮問事項の説明に先立ち、教科用図書の採択について説明)
中学校の教科用図書採択は、法律により4年ごとに行われている。しかし今回、平成20年3月に学習指導要領が改訂されたために、平成22年に教科書検定が行われたので、前回の教科用図書採択から2年しか経過していないが、今年度その採択の年に当たっている。

教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により(教科用図書無償措置法)、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、8つの地区に分かれている。

県立の特別支援学校の教科用図書の採択については、県教育長が行うことになっている。

県立の中学校の教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

事務局

- (教科用図書選定審議会の役割と設置について説明)

教科用図書選定審議会の任務については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に定められており、「県教育委員会は、教科用図書の研究に関し、計画・実施して、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。

また、設置については、同11条において、「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならない。」とされており、当審議会設置根拠及び諮問機関としての役割が示されている。この法律に基づき、県教育委員会では、教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、審議会規程を定めている。

事務局

- (平成23年度宮城県教科用図書採択事務日程についての説明)

第1回の審議会では、県教育委員会から審議会に対し、「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」諮問し、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5月9日から17日まで教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査を行う。専門委員は教科指導あるいは専門的知識を有する教員等で構成されている。

第2回の審議会では(5月27日を予定)、専門委員から出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、委員長に、県教育委員会に答申を出していただくことになる。

その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や選定資料を作成し、市町村教育委員会及び採択地区協議会に通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月上旬にかけて、採択地区協議会を開き、調査研究を行い、7月下旬には、教科用図書の採択を決定することになる。

また、発行所から出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月17日から14日間、教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校については、別日程になっている。6月から7月にかけて特別支援学校ごとに調査研究を行い、8月の採択検討会議

を経て教育長に報告され、教育長が採択を決定することになる。

県立中学校については、教科用図書選定審議会選定調査委員会で調査研究を行い、審査委員会による審査を経て、8月の教育委員会で合議の上、決定することになる。

事務局

○（本審議会で御審議いただく内容について説明）

一つは、「平成24年度使用、中学校教科用図書の採択基準及び選定資料等」についてである。

二つ目は、「平成24年度使用、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択基準及び選定資料等」についてである。

そのうち、本日は、採択基準について御審議いただく。

事務局

○（平成24年度使用の中学校教科用図書の採択基準及び選定資料等についての説明）

教科用図書の採択基準とは、教科書採択の目安とするものであるが、選定資料を作成するための観点を示すものでもある。この採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査に当たる。

平成24年度使用の中学校教科用図書採択基準案においては、第1として、採択に当たっての基本的な考え方を明確にし、第2として、教科用図書の選定に当たって考慮すべき事項を示している。

教科用図書の選定に当たって考慮すべき事項は、記述内容に関する事、組織と配列に関する事、学習と指導に関する事、表現と体裁等に関する事の4つの観点から示してある。

これらの観点に従って審議をお願いしたい。

委員長

○ ただ今の説明について、質問や意見はないか。特に、前文についてはいかがか。質問、要望はないか。

<なし>

委員長

○ 了承を得たこととする。

委員長

○ 次に、第1の内容について質問・要望はないか。

○○委員

○ 特に問題はない。適切である。

○○委員

○ 第2の1の(4)の「内容をよく精選して」とあるが、今回の教科用図書の改訂については、「言語活動の充実」をどの教科・領域でも進めてほしいとあり、各教科書会社はそのための教材を新たに入れてページ数が増えているだろう。知識については「量から質への転換」ということが言われており「ページ数が増えること」と「精選」という文言を整合性が取れるように「精選」という文言についてきちんと説明できるようにしたい。

委員長

○ 今の意見は第2についてなので、後で話し合うこととする。第1についてはいかがか。

○○委員

○ 第1についてはこれでよい。

○○委員

○ このとおりでよい。

○○委員

○ 第1についてはよい。

委員長

○ 第1についてはよろしいか。

<一同了承>

委員長

○ 第1についてはこれで了承を得たとする。続いて第2に入る。記述内容について、先程○○委員から文言についての説明ができるよう御意見があったが、他にあるか。

○○委員

○ 「学習意欲を高めるように」という文言の内容について確認する必要がある。意欲を高めるためにどんな工夫があるかということについてははっきりしていないのではないか。

- 委員長 ○ これからも、委員から質問があれば出してもらい、必要があれば事務局から説明をさせたい。
- 委員 ○ 特にない。
- 委員 ○ (2)の「宮城県教委の『学校教育の方針と重点』に沿っているか」という点についてだが、教科用図書は学習指導要領に基づいて作成しており「学校教育の方針と重点」に合わせて作っているわけではない。また、「学校教育の方針と重点」は毎年度作成していることと併せ、末尾の「沿っているか」という表現でよいかどうか疑問である。「沿うことができるか」又は「対応できるか」というような表現のほうがよいのではないか。
- 委員 ○ 第2については基本的にはこの線で進めてもらいたい。ただ、先程から出されている「意欲」や「精選」という文言に加えて私は(5)の「偏りがなく」という点について、具体的な説明が必要になってくると思う。
- 委員 ○ 確認したいことがある。平成21年3月30日付の文部科学省からの教科書の改善についての通知では「公正かつ適切な教科書採択の実施について」の1番目として「(1)教科書の採択に当たっては、教科書の装丁や見栄えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」という文言があり、それによって1番目に記述内容に関することが書かれてあって、それから装丁や見栄えに関する表現・体裁にかかわることが順に並べてあるのかということの確認をしたい。
- 委員長 ○ 第2の中の1・2・3・4と並んでいるのは並列なのか、それとも重み付け等があるのかの確認か。
- 委員 ○ そのとおり。
- 委員 ○ (1)の記述内容については、教科用図書が教科の主たる教材という性格を有することでは(1)から(5)まで適切であると考え。
- 委員 ○ 自分も各委員の意見と同じである。
- 委員 ○ 先ほど指摘があった「宮城県教委の『学校教育の方針と重点』に沿っているか」という文言について自分も違和感を感じる。修正が必要であると感じている。
- 委員長 ○ その場合に参考になる意見はないか。
- 委員 ○ 特にない。
- 委員 ○ このとおりで十分と思う。
- 委員 ○ (5)の「偏りがなく」という文言はとても大事だと思う。
- 副委員長 ○ それぞれの意見はもったものである。修正することが必要かどうか、事務局の考えを聞きたい。
- 委員長 ○ 今まで特別支援学校関係以外の中学校関係委員の意見を聞いてきたが、特別支援学校関係の委員の意見・要望はないか。
- 委員 ○ 「新学習指導要領」と「学習指導要領」の2とおりの文言が使われているが、「新」を付けたほうに統一してはいかかが。
- 委員長 ○ 事務局から今の段階で説明できることがあれば聞きたい。
- 事務局 ○ 第2の1から4まで順番に重み付けがあるかということについては、重み付けによって順番をもたせているわけではない。ただ、平成21年3月30日付の文部科学省からの教科書の改善についての通知にある、「内容を考慮して」ということを踏まえていくことは考えている。
- 委員長 ○ 学習指導要領に「新」を付けるかということ、『学校教育の方針と重点』に「沿っているか」ということについてはどうか。
- 事務局 ○ 「新」を付けるかどうかは検討する。「沿っているか」についてはさらに委員の意見を拝聴して参りたい。

- 委員長 ○ 「沿っているか」について、事務局から検討の要望が出たのでさらにかがいたい。
- 委員 ○ 学校教育の方針と重点は教科書の内容を規定するものではなく、教科書が「学校教育の方針と重点」に沿うということは無理がある。宮城県の「学校教育の方針と重点」の趣旨を受けて宮城県の教育の実現に適する教科書というとらえでよいのではないか。
- 委員長 ○ 今の意見を踏まえて、事務局でもう少し適切な表現を工夫をするということで次に進みたい。
- 委員長 ○ 2の「組織と配列に関すること」であるが、先程の意見の続きをお願いする。
- 委員 ○ (3)の「基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進めるための配慮がなされているか」と、次の3の(1)「基礎的・基本的な学習とともに発展的な学習を進めることができるように教材等の配慮がなされているか」は内容的に同じようなことを言っているようにも見えるが、一つにまとめるということはいかがか。
- 委員長 ○ では、そこは事務局から説明をもらう。他にはないか。
- 委員 ○ 2の(3)について、今、「活用する」あるいは「応用する」という力が求められている。「発展」という言葉は、教材の中で収束するような限定された印象がある。一步進めて「応用・活用」という文言が入ると、よりその教材を深く使っていくという印象がある。これは3の(1)でも同じだが、「発展」の後に「活用・応用」という文言を入れることも考えてはどうか。
- 委員長 ○ 他に何かないか。
- 委員 ○ 「応用・活用」が明記されたほうが、学習意欲に直結していくと思う。発展的な学習より踏み込んだ表現のほうが賛成できる。
- 委員長 ○ 他の委員から関連した意見はないか。
- 委員 ○ 平成21年3月30日付文部科学省通知に、「発展的な学習内容の扱いについて」という解説があり、発展的な学習内容に関する記述は、「学習指導要領の第2章以下に示していない内容の記述である」とある。この定義からいうと、学習指導要領の内容にないものを教科用図書で扱うということになるので、そのことを踏まえれば、論点は違ってくるのではないか。
- 委員長 ○ 事務局のほうから今の件について、何かないか。
- 事務局 ○ 2の(3)の文章と3の(1)の文章が似ているのではないかの御指摘については、事務局としては、文章表現は似ているが、組織・配列から見ての押さえと、実際に指導する、学ぶという視点から見ての押さえであり、視座は違うと考え、そのままにした。この後、御審議いただいたことを踏まえ考えたい。その他にもいくつか御指摘等あったが、この後も拝聴してまとめにつなげたい。
- 委員長 ○ 他に御意見、御質問等はないか。「基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習」については再度文部科学省から出ている文章等を確認した上で、記述について考えていく。先程○○委員から御指摘いただいたことについて、基礎・基本の問題と活用・探究、発展という関係を確認の上で、今後考えていきたい。
- 委員長 ○ 2の「組織と配列に関すること」について他になければ次に進みたいが、いかがか。
<特になし>
- 委員長 ○ 3の「学習と指導に関すること」で御質問、御意見等があったら願

- いする。
- 〇〇委員 ○ 2点ある。今回の改訂では、全教科で言語活動を充実させていくということが大きな学習指導要領のポイントであり、この文言が入るとしたら3のどこが適当か考えていた。言語活動の充実をどのように図るかという指針が示されている教科書を選ぶような観点を示したほうがよいのではないかとということが1点。特に中学校では、教科書に従来型の記述が多いと教える方も一方的になりがちになるので、教科書が子供たちの言語活動、思考力などを育てる上でふさわしい内容であるか精査しなければならないと思う。また、もう1点、道徳との関連を各教科で強めるよう指導が入っているので、(4)の「他教科や総合的な学習の時間との関連…」の後に、道徳の時間等との関連も文言として必要なのではないか。
- 委員長 ○ その他にないか。
- 〇〇委員 ○ 御意見を聞き、教科書採択において、道徳などの文言を入れるべきかどうか悩んでいた。
- 〇〇委員 ○ (4)の件について、私としては「教科・領域」、「横断的な部分」の観点というのは、入れておいて結構ではないかと考えている。道徳の文言を入れるか入れないか、「等」の中に全部含めるかというところは、事務局で検討いただければと思う。
- 委員長 ○ この問題以外で何かないか。
- 委員長 ○ 現段階で、事務局で考えていることがあればお願いしたい。
- 事務局 ○ 事務局としては特にない。
- 委員長 ○ 今のことを踏まえて、3は了承を得たということによろしいか。
<委員賛同>
- 委員長 ○ 4「表現と体裁等に関すること」、この項について御質問、御意見等があったらお願いしたい。
- 〇〇委員 ○ 全て大事なことだと思った。(2)「生徒が親しみや魅力を感じるよう…」とあるが魅力という文言は親しみぐらいでいいとも思う。
- 〇〇委員 ○ このままでよいと思う。
- 委員長 ○ では4についてはよろしいか。
<委員了承>
- 委員長 ○ それでは了承を得たとする。4つの事項について検討したが、全体を踏まえて何かないか。
- 義務教育課長 ○ 貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。
新学習指導要領の趣旨を踏まえ、事務局として吟味をし、前文及び第1、第2を定めて案を提示した。各委員から御指摘いただいた点については、今後検討させていただきたいと思う。その他、専門委員に教科用図書を研究していただくときに詳しく説明すべき点や、専門委員に特に意識してほしい観点についても検討させていただき、今後進めていきたいと思う。また、委員から御指摘いただいた21年3月の通知の「内容を考慮して」ということに関しても、各専門委員に伝え、今年度は特に文部科学省で示されている内容を考慮するという趣旨に応えられるように、作業を進めていきたいと思う。
- 委員長 ○ それでは、最終的な文言調整等は委員長と事務局に一任させていただいてよろしいかどうかをお諮りしたい。
<委員異議なし>
- 委員長 ○ では、そのように進めていく。
- 委員長 ○ これで、諮問1についての審議を終わる。

委員長
委員長
事務局

- 次に諮問事項の2について、事務局のほうから願います。
- 県立特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級において平成24年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準について審議いただく。学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法、附則の「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことで、小・中学校で使われている教科書以外の教科用図書、例えば、絵本や図鑑などがこれに当たり、一般図書と呼んでいる。

なお、小・中学校の教科書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条の規定による教科用図書は、毎年採択されることから、毎年度採択基準を審議していただいている。

採択基準（案）については、御審議いただいた中学校の採択基準（案）同様、第1の「基本的な考え方」に続き、第2として「4つの項目」を示している。

中学校の議論も踏まえていただきながら、24年度使用の教科用図書の採択基準について、審議をお願いしたい。

事務局

- 先立って、中学校の審議の中で出てきた第1、第2と共通のものがある。審議の中で出てきた「新学習指導要領」とするののか、新を取って「学習指導要領」とするののかについては、中学校の採択基準案に合わせていきたいと思う。同じように、「沿っているか」という文言についても〇〇委員から指摘いただいたように、「趣旨を生かした」とするか、あるいは「沿うことができるか」とか、検討を中学校の採択基準に合わせて考えている。あと二つ。順序性について、〇〇委員から指摘いただいた、例えば「記述内容に関すること」の(3)「社会適応能力の向上を図り、社会的自立や社会参加を促す配慮」そして(4)「…体験活動を促し、自己を生かせる生き方や進路を考えさせられるか」ということについては、特別支援教育の要諦であると思っている。したがって、当然のように選定資料の中身として重いものが出てくるであろうということを考えている。例えば4にあるが「活字の大きさや字形」といったものは視覚に障害のある子供については大きな要素となってくると思う。したがって、順序性というよりは一人一人の子供に沿った、ものの順序性が出てくるということも考えている。次に「発展性」ということについては、特別支援教育にかかわるところでの基礎的学習あるいは発展的な学習では、次のように考えている。例えば一般図書を使ってお金の学習をするというのはよくある学習活動であるが、児童生徒が買い物学習をして、実際にそこでお金を使えるようになれば基礎的な学習、基礎的なものは付いたと言える。ただし、そのことを更に進めて金銭処理を理解させるためには、日常生活の中で、本当に使えるところまでもっていかなければならない。特別支援教育の発展的な学習というところでは、そういったところまで考えていきたいということで、特別支援教育にかかわる基礎的それから発展的という言葉の説明をさせていただいた。御審議よろしく願いたい。

委員長
委員長

- 先程と同じように進めていく。
- 一番上の2行の文言についてよろしいか。

<委員賛同>

委員長
事務局
委員長

- 第1については中学校と内容と同じか。
- 同じである。
- それでは第2に移る。1「記述内容に関すること」について、質問、

- 意見等があったらお願いしたい。
- 〇〇委員 ○ 「記述内容に関すること」の(3)について、特別支援学校の子供たちの社会参加を促すというのは、非常に重要な視点である。社会参加という視点を踏まえて、社会との接点を考えた教科用図書、一般図書という視点が加わっているのではないかと考える。この文言を私は新鮮に感じたのだが、非常に重要な視点ではないかと思う。このままでよいと思う。
- 〇〇委員 ○ 記述内容として、(3)、(4)あたりは知的な障害のある小・中学部の児童生徒には難しいかと思ったが、視覚支援学校や聴覚支援学校の児童生徒にとっては、大切と思う。
- 〇〇委員 ○ 22年度の資料と比べ、かなり充実した内容になっていると思う。前回からここまでバージョンアップしているというような内容も紹介していただくと、より比較しやすいと思われる。充実した内容で、よいと感じる。
- 〇〇委員 ○ 障害のあるお子さんが社会適応を図るところは、とても大切な目標だと思うので、内容的にはこの記述5点で適当と思う。
- 〇〇委員 ○ 私どもの会は主に知的障害の子供たちなので、前回よりも充実した内容とお聞きし、とてもうれしく存じている。
- 委員長 ○ 今、〇〇委員のほうから前回よりも工夫した点について紹介をとあつたので事務局から説明願いたい。
- 事務局 ○ 大きく2点ある。1点目は、中学校教科用図書の採択基準同様に、前段を含めて6行を加えたこと。2点目は、ただいま審議いただいている1の「記述内容に関すること」に、学習指導要領との関連、県教育委員会の「学校教育の方針と重点」との関連を入れたことである。これは、昨年度のこの審議会において、「小学校教科用図書の採択基準には、学習指導要領との関連あるいは「学校教育の方針と重点」との関連が示されている。だが、特別支援教育関係にはそれが記述されていない」という趣旨の質疑をいただいた。その回答としては昨年度「当然踏まえている」と述べたが、やはりこれは明文化しておくべきであろうということを示させていただいた。大きくはこの2点である。細かいところでいうと、先程御指摘いただいた(3)、(4)というところを、特に特別支援教育では大切であろうということを入れていただいた。
- 委員長 ○ 1についてはよろしいか。
<委員賛同>
- 委員長 ○ 2の「組織と配列に関すること」に移る。御意見はないか。
- 〇〇委員 ○ 基本的にこれでよいと思う。とりわけ2の(4)「児童生徒の生活や地域の実態」という文言が入っている点については、1の(4)「様々な体験活動」と関連していて、地域の実情や実態、地域を生かした様々な体験活動は大事なので、その関連性を踏まえこのような文言が入っているのが非常によい。
- 〇〇委員 ○ 実際に教科書について考えるときに、(2)の「教材の分量と区分が適切であるか」ということについて、どういうことを専門委員がまとめるかといったときに書きにくいかと思う。これを基準にするのであれば、そのときにでも説明があればよいと思う。
- 〇〇委員 ○ 中学校の採択基準と見比べて、(1)と(4)については同様の内容がある。小・中学校の教科書に準じて特別支援学校の附則9条本のほうも考えていくという視点が、よくなっている。それも22年度とは、大幅に変わっているところだと感じていた。
- 〇〇委員 ○ このとおりでよいと思うが、季節や行事との関連だけではなく、人と

- の関連が考慮されているということが、社会に出るときに強い力になっていくと考えるので、そういった文言も入っていてもよい。特別支援教育の学習指導要領の趣旨に沿った記述があれば、それを生かしていただければと思う。
- 〇〇委員 ○ 充実した内容になっている。子供たちがこのように教育していただけるということで、うれしく読ませていただいている。
- 委員長 ○ 他の委員からお気付きの点があったら、出していただきたい。
- 委員長 ○ それでは事務局から、今出された点について説明があればお願いしたい。
- 事務局 ○ ありがたい御意見をいただいた。分量と区分という質問については次のようにとらえている。分量については授業日数、学期の授業日数、授業時数などとの関連で、その子供がその時数で終わることができるかどうかという学習内容の総量、区分というのは、その学期で終われるかという、学期の長さ、あるいは季節、あるいは行事などの時間のまとまりの長さを区分というような使い分けをしている。専門委員が審議するときに役立つように、配慮していきたいと思う。
- 次に〇〇委員から御指摘いただいた、人とのかわりについては、季節・行事等の「等」に入ることも考えられるが、(4)の地域の実態、生活というところにも関係する気がする。検討させていただき、委員の意見に沿うようにしたい。
- 委員長 ○ 2について、これ以外について何か気になる点や御要望等はないか。
＜委員了承＞
- 委員長 ○ それでは3の「学習と指導に関すること」に進めたいと思う。
- 〇〇委員 ○ 「障害の種別・程度」という表現が曖昧で、私たちもそれを改善しようとしているところである。自分の思いを思うように表現のできない子供たちが、いずれは社会参加するので、重度であってもいろいろなことを学ばせていきたい。
- 〇〇委員 ○ 3についてはよい。
- 〇〇委員 ○ 前年度は「多様な個性や能力に応じた指導ができるように…」とあったが、今年度は個性という文言が「障害の種別・程度」になっており、そういう点ではより明確な表現になってよいのか、それとも「多様な個性や能力」という形で触れたほうがよいのか、自分でも迷うところである。他の委員の御意見を聞きたい。
- 〇〇委員 ○ 中学校の採択基準と同様、1, 2, 3, 4と分けてはいるが、内容が重複している。例えば(5)は「表現と体裁等に関すること」になるが「学習と指導」と明確に分けられない部分があり、この点をうまく説明する必要がある。(1)を「個性」という文言にしてしまうと選択基準としては、曖昧になるので、「障害の種別・程度」でよい。
- 〇〇委員 ○ (1)の「児童生徒の発達段階」というのは分かりやすい言葉だが、一般図書の絵本そのものが障害の種別・程度を意識して作られているとは言えない。障害の種別、障害の重さについてどのような基本的な考えがあるのかが気になる。
- 委員長 ○ それ以外について、何か質問はないか。
- 〇〇委員 ○ 〇〇委員から話のあった件、私も同感である。一般図書は健常な子供たちの発達段階に合わせた内容構成になっているので、ここにあるような障害の種別、程度まで一般図書に求めることはできない。このような文言を入れてよいのかどうか疑問に思った。
- 委員長 ○ 他にないか。事務局から補足説明をお願いしたい。

事務局

○ 障害の種別・程度ということにかかわって一般図書が、そのような内容・構成に果たしてなっているのかという、それが採択基準として妥当かというような御意見だったと思う。私どもが今後設定していく選定資料の中身としては、小学部1年生から高等部3年生まで幅広く、そしてまた障害種も違うということで、昨年度の例で言えば、英語のAを押すと「apple」という音が出るというような活用の幅がある絵本が選定資料の中にある。それで低学年用とかあるいは小学部の高学年用、あるいは障害のある子供向き、あるいは障害が軽い子供でも大丈夫というように、幅広く△、○、◎という形でランクを付けている。その中で各学校の先生方が実際に図書を手に取っていただいて、これならうちの小学部のこの子供たちには大丈夫、あるいは高等部だったらこれはいいが、ちょっと幼すぎるといったような場合も想定し、より幅広い要求に応じていくためには、たくさんの本を用意しようと思ひ、小学部で60数冊、中学部で30数冊の絵本を用意させていただいている。そのとき、これは障害のこの子供たちには合う、あるいはこの障害の程度の子供たちには合う、使えるというような基準について先程申した△、○、◎を付けるためには、そういう文言が入ったほうがよいという考えで「障害の種別・程度」という文言を加えさせていただいた。また、「特性等」という言葉についての質疑もいただいたが、実はこの「特性等」については、1「記述内容について」あるいは2「組織・配列について」というようなところにもあった。その数箇所にあったものを1箇所にまとめたとしたら、「学習と指導」が一番適切であろうということでもまとめた。そしてまた、個性という言葉、特性とどう違うのかといったときにも難しいかということで、「個性」を結果的には除く案を提示したわけだが、これら「発達段階、障害の種別・程度及び特性」という文言に代えて提案させていただきたいと思う。

委員長

○ ただ今の説明でよいか。

委員長

○ 今までの意見を踏まえて、事務局で検討し、進めてほしい。

委員長

○ 3については、これで了承いただいたということでよろしいか。

<委員了承>

委員長

○ 4「表現と体裁等に関する事」に移る。

○○委員

○ こんなにもよく子供たちを指導していただけるのかなと思って読んでいる。気付いたことがあれば後で述べたい。

○○委員

○ 3の(1)の「障害の種別・程度に於けるか」ということと重複するが、4の(3)の「活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか」という文言は目が見える子供を前提にした観点として挙げているが、視覚的なものだけでよいのか疑問である。触覚、質感など、「児童の障害の特性に於けるか」というような、観点を視覚だけではなく、他の知覚に対応するようものが入っていれば、より選びやすいと思った

○○委員

○ 触感や目の映り具合も審査基準に入れると、より適切な審査になっていくと思う。

○○委員

○ (5)に安全という言葉が入っていて、とても安心できた。私の学校の子供たちにもこういう図書を使ってあげたい。

○○委員

○ 絵本の楽しさの要素には視覚以外にも手触りや、最近では音もある。これらの刺激が、子供たちにとっては、発達を促す上で非常に大切な要素になると思うので、その点をしっかりと専門委員に説明して、この意図が伝わるようにしてほしい。

委員長

○ 他に何かないか。

- 〇〇委員 ○ (5)の製本が堅牢だというのは当然と思うが、「環境への配慮」という意味が掴みかねた。また、特別支援教育のほうでは、「安全や環境への配慮」という文言がある。健常児でなくとも安全な教科書でなくてはならず子の文言が何を意図しているのか説明をお願いしたい。
- 委員長
事務局 ○ 事務局のから願います。
- 事務局 ○ 中学校の採択基準の4の(5)「環境への配慮」についてお示しする。たとえば「大豆インクを使って印刷をしているか」など、専門委員が調査するときに記載を点検している。
- 委員長
〇〇委員 ○ 加えて安全について補足説明させていただく。選定教科書、絵本の中に、昨年度も何冊か、例えば「学校からの帰り道にこんなことに気を付けて帰りましょう」というような、いわゆる「安全」に関心がもてるような絵本も何冊か入れるような方向で進めさせていただいている。これは1の記述内容になる。今のインクもそうなのだが、なめてしまったりする危険性がある、そういったときに、はたして口を切ってしまったりしないだろうか、手で触ったときに切れてしまわないだろうか、角がとがっていないだろうか、そのようなことについても、4では気を配っていききたいという内容である。
- 委員長
〇〇委員 ○ それ以外に4の事項について何か。
- 委員長
事務局 ○ 4だけではなくて、全体を通してだが、一般図書なので、普通の小・中学校の教科用図書に比べると、結構高価なものが多いが、値段についても、説明していただければと思う。
- 委員長
事務局 ○ 事務局から説明願いたい。
- 委員長
〇〇委員 ○ 昨年度用意させていただいた本としては、小学校用として64冊、中学校用として30冊あった。値段の幅は、一番安いもので780円、高いもので2,000円と幅がある。財政面から言えば、安い本を購入していただきたいという思いがあるが、それがはたして子供の能力を伸ばすために最適な教科用図書となるかどうかという視点で選んでいただくので、今年度差し替え本としても13万某の予算を組んでいるが、必要な経費かと思ひ申請をしている。
- 委員長
〇〇委員 ○ 〇〇委員、価格の件についてはよろしいか。
- 委員長 ○ よろしい。ありがたいと思う。
- 委員長 ○ それ以外で御意見等があればお願いしたい。
<委員了承>
- 委員長 ○ よろしいか。
<委員了承>
- 委員長 ○ いろいろ意見を出していただいた。最終的には文言調整は委員長と事務局のほうで進めていきたいと思うが、一任させていただいてよろしいかどうかお諮りしたい。よろしいか。
<委員了承>
- 委員長
委員長 ○ ではそのように進めさせていただく。これで審議の(2)を終わる。
- 委員長 ○ なお、審議会規定第4条で、「専門委員は、委員長の命により、専門事項の調査に従事する。」となっているので、本日出された貴重な御意見を十分事務局のほうから伝えていただくようお願いする。
- 委員長
事務局 ○ 審議事項(3)その他ということだが、何かあるか。
- 委員長
事務局 ○ 次の第2回審議会の日程についてお諮りする。事務局としては、先程申し上げた採択日程の関係で、次の会については、5月27日(金)午後1時30分から3時30分まで、この会場での開催でいかがと考えている。

- 委員長 ○ 事務局から次回の会議の日程について提案があったが、それによろしいか。
<委員了承>
- 委員長 ○ それ以外、事務局からあるか。
<なし>
- 委員長 ○ 委員の皆様から審議することはないか。
<なし>
- 委員長 ○ 以上で審議を終了とする。
- 委員長 ○ あいさつ
- あいさつ ○ 義務教育課長
- 進 行 ○ 本会議の議事録については、後ほどまとめ、各委員に確認していた上で、公表する。
- 進 行 ○ 次回の会議は5月27日（金）午後1時30分からこの会場で行う。
- 閉会